



平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 日 立 金 属 株 式 会 社  
代 表 者 名 執 行 役 社 長 本 多 義 弘  
(コト 番 号 5 4 8 6 東 証・大 証 第 一 部)  
問 合 わ せ 先 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 室 長 石 毛 秀  
( T E L . 0 3 - 5 7 6 5 - 4 0 7 3 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 22 日開催の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1 . 定款変更の理由

会社法(平成 17 年法律第 86 号)およびその関係法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社定款につき、次のとおり変更を行おうとするものであります。

- (1) 委員会設置会社である当社の会社機構を明確にする(変更案第 3 条)。
- (2) 単元未満株式については、会社法の定めにより、株主総会において議決権を行使することができず、一定の権利以外の権利の行使を定款をもって制限できることから、単元未満株式に関する管理の効率化を図るため、その権利を合理的な範囲で定める(変更案第 9 条)。
- (3) 株式取扱規則において、株主の権利行使の手続を定めることができることを明確にする(変更案第 11 条)。
- (4) 在外株主等に関する手続を規定する現行定款第 11 条は、定款の定めを削除し、当該手続を株式取扱規則の定め委ねる。
- (5) 株主総会の招集者を、会社法に従い執行役社長から取締役に変更する(変更案第 12 条)。
- (6) 株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴い、これを可能とするための規定を新設する(変更案第 15 条)。
- (7) 従来からの当社の取扱いと同様に、株主総会の議事の円滑な進行のため、議決権行使の代理人は、当社株主の中から 1 名を定めるものとする(変更案第 16 条)。
- (8) 株主総会の議事録に関する現行定款第 17 条は、定款の定めを削除し、法令に定めるとおりとする。
- (9) 取締役会を機動的に運営するため、その決議の目的である事項について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことを可能とする制度を導入する(変更案第 23 条)。

- (10)機動的な資本政策の遂行を図るため、会社法第 459 条第 1 項第 1 号に掲げる自己の株式の取得に関する事項を取締役会の決議によって定めることを可能とする（変更案第 33 条）。これにより不要となる現行定款第 7 条を削除する。
- (11)定款規定中に改正前の商法または「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」を引用した部分について、会社法またはその関係法令における相当規定に変更する(変更案第 17 条、第 25 条、第 31 条、附則第 1 条および附則第 2 条)。なお、変更案第 25 条および第 31 条は、会社法施行前の取締役および執行役の行為に基づく責任についても免除の対象とする趣旨であり、また、社外取締役との間で締結した責任限定契約も効力を存続させる。
- (12)改正前の商法の用語等を会社法で使用されている用語等に変更するとともに、当社定款を会社法の規定に基づきわかりやすく記述する観点から、表現の変更、字句の修正、条文の移設、条数の整理など全般にわたり所要の修正を行う。

なお、当社に設置される機関を定める規定のうち執行役以外の部分（変更案第 3 条）株券を発行する旨の規定（変更案第 7 条）株主名簿管理人を設置する旨の規定（変更案第 10 条）剰余金の配当等といった会社法第 459 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項を株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨の規定（変更案第 33 条）については、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置規定により、会社法施行日である平成 18 年 5 月 1 日をもって既に定款変更の効力が発生しております。

## 2．定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 22 日

以上

〔別紙〕

定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款規定	定款変更案
第 3 条 (委員会等設置会社の定め) 当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)第 2 章第 4 節に規定する特例の適用を受けるものとする。	第 3 条 (委員会設置会社) 当会社に、取締役会、委員会及び会計監査人並びに執行役を置く。
第 5 条 (公告の方法) 当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第 6 条 (会社の発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、5 億株とする。但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、5 億株とする。
第 7 条 (自己株式の取得) 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議を以て自己株式を買い受けることができる。	(削 る)
(新 設)	第 7 条 (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。
第 8 条 (1 単元の株式の数等) 当社は、1,000 株を以て株式の 1 単元とする。 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式にかかる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	第 8 条 (単元株式数等) 当社の単元株式数は、1,000 株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。
(新 設)	第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 3. 次項に定める請求をする権利 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。
第 9 条 (名義書換代理人) 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置くものとする。 第 1 項の名義書換代理人は、名義書換その他株式に関する事務を代行するものとする。	第 10 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

現行定款規定	定款変更案
<p>第 10 条（株式取扱規則）当会社の株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主からの届出、株券の再発行その他株式に関する取扱については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規則による。</p>	<p>第 11 条（株式取扱規則）当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の方法及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 11 条（在外株主等の仮住所又は代理人）外国に居住する株主、登録質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、これを株式取扱規則に従い届け出ておかなければならない。その変更のあったときも亦同様とする。</p>	<p>（削　　る）</p>
<p>第 12 条（基準日）当会社は、毎決算期現在の議決権を行使し得る株主をその期の定時株主総会で議決権を行使することができる株主とみなす。 前項のほか、その必要を認めるときは、取締役会の決議を以て予め公告して一定の日現在の株主又は登録質権者をその権利を行使すべき株主又は登録質権者とみなすことができる。</p>	<p>（削　　る）</p>
<p>第 13 条（招　集）定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は、臨時必要あるときに、取締役会の決議により執行役社長がこれを招集する。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の執行役がこれを招集する。</p>	<p>第 12 条（招　集）定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は、臨時の必要があるときに、取締役会の決議によってこれを招集する。 株主総会は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集する。</p>
<p>（新　　設）</p>	<p>第 13 条（定時株主総会の基準日）当会社は、毎事業年度の末日現在の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第 14 条（議　長）株主総会の議長は、執行役社長がこれに当る。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の者がこれに当る。</p>	<p>第 14 条（議　長）株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の者がこれに当たる。</p>
<p>（新　　設）</p>	<p>第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第 15 条（議決権の代理行使）株主又はその法定代理人は、代理人を以て議決権を行使することができる。但し、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 前項の場合には、代理権を証する書面を予め当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第 16 条（議決権の代理行使）株主は、代理人 1 名を定めて議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 前項の場合には、代理権を証明する書面をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 16 条（決議方法）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。  商法第 343 条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上でこれを行う。</p>	<p>第 17 条（決議方法）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>

現行定款規定	定款変更案
<p>第 17 条（議事録）株主総会の議事については、議事録を作り、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び執行役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。</p>	<p style="text-align: center;">（削　　る）</p>
<p>第 19 条（取締役の任期）取締役の任期は、就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第 19 条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第 20 条（取締役の選任）取締役は、株主総会で選任する。 前項の選任の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。 取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第 20 条（取締役の選任）取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第 21 条（取締役会長）取締役会の決議を以て取締役会長 1 名を定めることができる。</p>	<p>第 21 条（取締役会長）取締役会の決議によって取締役会長 1 名を定めることができる。</p>
<p>第 22 条（取締役会の招集）取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日より 5 日前に発するものとする。但し、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>第 22 条（取締役会の招集）取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に對して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p style="text-align: center;">（新　　設）</p>	<p>第 23 条（取締役会の決議の省略）取締役会の決議の目的事項の提案について、決議に参加することのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第 23 条（条文省略）</p>	<p>第 24 条（条文省略）</p>
<p>第 24 条（取締役の責任免除）当社は、取締役会の決議を以て商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の規定による取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、商法特例法第 21 条の 8 第 4 項但書に規定する社外取締役との間に、商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の規定による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1,200 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 25 条（取締役の責任免除）当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,200 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 25 条（委員会）当会社に指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</p>	<p style="text-align: center;">（削　　る）</p>
<p>第 27 条（相談役）取締役会の決議を以て当会社に相談役を置くことができる。</p>	<p>第 27 条（相談役）取締役会の決議によって当会社に相談役を置くことができる。</p>
<p>第 28 条（執行役の員数）取締役会の決議を以て当会社に執行役 10 名以内を置く。</p>	<p>第 28 条（執行役の員数）取締役会の決議によって当会社に執行役 10 名以内を置く。</p>
<p>第 29 条（執行役の任期）執行役の任期は、就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に終了する。 補欠又は増員により選任された執行役の任期は、他の現任執行役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第 29 条（執行役の任期）執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 補欠又は増員として選任された執行役の任期は、他の現任執行役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款規定	定款変更案
第 30 条（執行役社長）取締役会の決議を以て執行役社長 1 名を定める。 <u>但し、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u>	第 30 条（執行役社長）取締役会の決議によって執行役社長 1 名を定める。 <u>ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u>
第 31 条（執行役の責任免除）当社は、取締役会の決議を以て商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の規定による執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第 31 条（執行役の責任免除）当社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
第 32 条（決算期）当社の決算期は、 <u>毎年 3 月末日とする。</u>	第 32 条（事業年度）当社の事業年度は、 <u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。</u>
（新 設）	第 33 条（剰余金の配当等の決定機関）当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>
第 33 条（利益配当）利益配当金は、 <u>毎決算期現在の株主又は登録質権者に対し支払う。</u>	第 34 条（剰余金の配当の基準日）当社は、 <u>毎年 3 月末日又は 9 月末日現在の株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。</u>
第 34 条（中間配当）当社は、 <u>毎年 9 月末日現在の株主又は登録質権者に対し取締役会の決議により商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配をすることができる。</u>	前項に定める場合のほか、 <u>基準日を定め、剰余金の配当をすることができる。</u>
第 35 条（除斥期間） <u>利益配当金及び前条の分配金</u> がその支払開始の日から満 3 年以内に受領されないときは、当社は、 <u>支払の義務を免れるものとする。</u>	第 35 条（除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、</u> その支払開始の日から満 3 年以内に受領されないときは、当社は、 <u>支払いの義務を免れるものとする。</u>
附 則	附 則
第 1 条（取締役の責任免除に関する経過措置）当社は、取締役会の決議を以て平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。  当会社が平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前に社外取締役との間に締結した商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約は、法令、本定款又は当該契約に定めるところにより、当該定時株主総会終結後も、なおその効力を有するものとする。	第 1 条（取締役の責任免除に関する経過措置）当社は、取締役会の決議によって、平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第 266 条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。  当会社が平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前に社外取締役との間に締結した旧商法第 266 条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約は、法令、本定款又は当該契約に定めるところにより、当該定時株主総会終結後も、なおその効力を有するものとする。
第 2 条（監査役 <del>の責任免除に関する経過措置</del> ）当社は、取締役会の決議を以て平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第 2 条（監査役 <del>の責任免除に関する経過措置</del> ）当社は、取締役会の決議によって、平成 15 年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

以上